

## 研究倫理委員会規程

〔平成19年 4月 1日  
歴博規第 60号〕

最近改正 平成20年2月26日

## (任務)

第1条 研究倫理委員会（以下「委員会」という。）は、館長の求めに応じ、国立歴史民俗博物館の研究倫理に関する事項を審議する。

## (構成)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 研究倫理委員長
- (2) 研究推進センター長
- (3) 研究部が選出する教授、准教授及び助教 各1名
- (4) 管理部長

2 前項第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、その欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第3条 委員長は、委員会を招集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員が、その職務を行う。

## (議事)

第4条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (委員以外の者の出席)

第5条 委員長が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

## (審議結果の報告)

第6条 委員長は、審議結果を館長に報告するものとする。

## (庶務)

第7条 委員会の庶務は、管理部研究協力課において処理する。

## (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。ただし、人間文化研究機構組織規程（人間文化研究機構規程第1号）について所要の改正がなされるまでの間、本規程中の「研究推進センター長」は「研究連携センター長」に読み替えるものとする。

## 附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行後、第2条第1項第3号の最初の委員に係る任期は、同条第2項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。